

国道経第81号
令和3年3月11日

国土交通省中国地方整備局長
国土交通省九州地方整備局長
山口県知事
福岡県知事
北九州市長
下関市長

殿

国土交通大臣
(公印省略)

下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和2年12月18日付け国中整道計第29号、国九整道一計第33号、
令2道路建設第308号、2道建第2451号、北九建都計交第696号、
下都第2884号で送付のあった標記について、環境影響評価法第3条の6に
基づき、別添1のとおり意見を述べる。

なお、同法第3条の5に基づく環境大臣意見を別添2のとおり参考送付する。

「下関北九州道路計画段階環境配慮書」に対する国土交通大臣意見

本事業の計画段階環境配慮書について、以下の意見を述べるものである。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

- ア. 学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）
- イ. 北九州国定公園
- ウ. 主要な河川、海域
- エ. 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 1 回調査（すぐれた自然調査）において重要とされた地形・地質
- オ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林
- カ. 景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場
- キ. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財

(2) 環境影響評価の項目の選定等

今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記（1）の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、日照障害、水質、水底の底質、地形・地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、市街地及び集落が分布し、住居等が多数存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に案①「別線案（臨海部迂回ルート）」及び案②「別線案（集落・市街地回避ルート）」に比べ案③「別線案（海峡渡河幅最小ルート）」は住居等が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。複数案からの絞り込みに当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

(2) 水環境

本事業は、関門海峡を横断するため、海底掘削等に伴う水の濁り等による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、海底掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、北九州国定公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、全てのルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。

また、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業の実施による海生哺乳類、魚等の遊泳動物等に係る影響を回避又は極力低減すること。さらに、現地調査により藻場が存在する区域を明らかにした上で、藻場の改変を回避又は極力低減すること。その結果を踏まえ、適切な予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、北九州国定公園や荒田埠頭、老の山公園等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。

また、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成する等の客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 廃棄物等

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

(6) 温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等の見直しの状況を踏まえつつ、自転車利用環境の整備と活用促進、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めること。

(7) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

環政評発第 2102261 号
令和 3 年 2 月 26 日

国土交通大臣 殿

環境大臣
(公印省略)

「下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書」に係る意見
照会について (回答)

令和 3 年 1 月 12 日付け国道経第 62 号をもって意見を求められた標記に
ついて、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 3 条の 5 に基づき、
別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

「下関北九州道路計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

下関北九州道路（以下「本事業」という。）は、国土交通省中国地方整備局、国土交通省九州地方整備局、山口県、福岡県、下関市及び北九州市が、山口県下関市から福岡県北九州市を結ぶ延長約 8～12 km の区間を整備する事業であり、「暮らし」「産業・物流」「観光」「代替路」の 4 つの政策目標を設定し、政策目標を達成するために基本コンセプトとして、本州と九州の人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈、災害時の代替路、循環型ネットワーク形成による地域の発展に寄与する事を目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の設定において、臨海部の産業拠点の連絡性を高める臨海部迂回ルート（以下「案 」という。）下関市、北九州市の両市中心部を結ぶとともに、集落や市街地を可能な限り回避した集落・市街地回避ルート（以下「案 」という。）下関市、北九州市の両市中心部を結ぶとともに、海峡渡河部の距離を最小とした海峡渡河幅最小ルート（以下「案 」という。）の複数案が設定されている。

想定区域及びその周辺は、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。）が存在している。特に、案 及び案 に比べ案 は住居等が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に伴う騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。）による国際希少野生動植物種のアカウミガメの生息が確認されているほか、生物多様性の観点から重要度の高い海域が分布しており、複数案は、いずれも自然環境保全上重要な地域への影響が懸念される。

さらに、我が国の地球温暖化対策を巡っては、第 203 回国会における内閣総理大臣所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）において、「我が国は、2050 年に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言したところであり、あらゆる施策を総動員してこれを実現する必要がある。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書において、適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア．住居等

イ．北九州国定公園

ウ．主要な河川、海域

エ．自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 1 回調査（すぐれた自然調査）において重要とされた地形・地質

オ．鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林

カ．景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場

キ．史跡、名勝、天然記念物及び文化財

（ 2 ）環境影響評価の項目の選定等

今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記（ 1 ）の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、日照障害、水質、水底の底質、地形・地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

2．各論

（ 1 ）大気環境

想定区域及びその周辺には、市街地及び集落が分布し、住居等が多数存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に案 及び案 に比べ案 は住居等が密集している区域が多く分布していることから、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。複数案からの絞り込みに当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

（ 2 ）水環境

本事業は、関門海峡を横断するため、海底掘削等に伴う水の濁り等による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、海底掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。

（ 3 ）動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、北九州国定公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、全てのルート上には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた

植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。

また、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業の実施による海生哺乳類、魚等の遊泳動物等に係る影響を回避又は極力低減すること。さらに、現地調査により藻場が存在する区域を明らかにした上で、藻場の改変を回避又は極力低減すること。その結果を踏まえ、適切な予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、北九州国定公園や荒田埠頭、老の山公園等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮すること。

また、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成する等の客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 廃棄物等

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土及び廃棄物については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

(6) 温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等の見直しの状況を踏まえつつ、自転車利用環境の整備と活用促進、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、道路照明の省エネ化等の取組について検討を進めること。

(7) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進にあたっては、関係機関等と調整を

十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。